

さっぽろし      こりつしたいさく      へいせい      ねん      がつ  
札幌市における孤立死対策（平成24年8月）

1      こりつしたいさく      はしら  
孤立死対策の柱

- ① でんきがいしゃ      がいしゃとう      れんけい  
電気会社やガス会社等との連携
- ② くほごか      めんせつじ      ちゅういかんき  
区保護課における面接時の注意喚起
- ③ せいかつほ      ごそうだん      う      せたい      くやくしよない      じょうほう  
生活保護相談を受けた世帯についての区役所内での情報  
きょうゆう  
共有
- ④ ちてきしやう      しゃ      りやういくてちやう      こうふ      う      かた      げんきやうちやうさ  
知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）への現況調査
- ⑤ しょう      しゃそうだん      しえんじぎやうしよ      くやくしよ      じょうほうきやうゆう      さいかくにん  
障がい者相談支援事業所と区役所との情報共有の再確認
- ⑥ ようかいごしや      たい      みまも      かつどう  
要介護者に対する見守り活動

2      かくしゅたいさく      がいよう  
各種対策の概要

- ① でんきがいしゃ      がいしゃとう      れんけい  
電気会社やガス会社等との連携
  - ◆ ほんねん      がつ      がつ      さっぽろし      ほつかいどう      でんきがいしゃ      や      が      す      がいしゃとう  
本年3月と4月に、札幌市、北海道、電気会社やガス会社等  
けんとうかいぎ      かいさい  
で検討会議を開催。
  - ② くほごか      めんせつじ      ちゅういかんき  
区保護課における面接時の注意喚起
    - ◆ なんかい      そうだん      こ      かた      こんきゅうじやうきやう      へんか      ちゅういかんき  
何回か相談に来られた方の困窮状況の変化への注意喚起、  
でんき      ていしとう      じやうきやうかくにん      てってい  
電気・ガスの停止等の状況確認を徹底。
    - ◆ めんせつうけつけひやう      でんき      とう      ていし      たいのうじやうきやう      かくにんらん  
面接受付票（電気・ガス等の停止・滞納状況の確認欄の  
ついか      せいどあんない      へんこう  
追加など）、制度案内しおりを変更。
    - ◆ しんせい      しんせいしよ      も      かえ      かた      でんき      とう  
申請をせずに申請書を持ち帰られた方や電気・ガス等が  
ていし      また      ていし      おそ      ようほごじやうたい  
停止している又は停止する恐れのある要保護状態と  
おも      かた      がつげじゆん      じっし  
思われる方へのフォローアップを、5月下旬より実施。

③生活保護相談を受けた世帯についての区役所内での情報共有

◆申請に至らなかった世帯の中で、介護・障がいの認定を受けていながら福祉サービスを利用していない世帯員がいる場合には、本人の同意を得た上で、その情報を関係する部署に提供（本年7月中旬より実施）。

④知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）への現況調査

◆本年2月に調査票を発送し、地域等から孤立する危険性があり何らかの支援が必要と思われる世帯に対して、3月に訪問等を行い、現状の把握とサービス利用を紹介。

◆民生委員による知的障がい者への見守り事業を、7月以降、順次開始。

⑤障がい者相談支援事業所と区役所との情報共有の再確認

◆何らかの支援が必要な障がい者世帯について、障がい者相談支援事業所から区役所に情報提供を行うべき事例がないか確認。

◆障がい者相談支援事業所と区役所による検討会議を本年6月に開催し、情報共有の促進について話し合った。

⑥要介護者に対する見守り活動

◆本年2月に、民生委員に対し、改めて周知・協力を依頼。

3 知的障がいのある方に対する現況調査

調査対象

療育手帳の交付を受けている方で、障害福祉サービスを受けていない18歳以上の在宅生活者（1,188人）

かいしゅうすう けん かいしゅうりつ  
回収数：1, 090件（回収率92%）

じっしきかん へいせい ねん がつ にち がつ にち  
実施期間：平成24年2月22日～3月29日

ちょうさほうこくしょ べつてん  
調査報告書：別添のとおり

#### 4 知的障がい者見守り事業

たいしょうしゃ  
対象者

りょういくてちょう こうふ う かた い か ようけん がっち かた  
療育手帳の交付を受けている方で、以下の要件に合致する方

① ひとり暮らし又はそれに準ずる方

② 公的な福祉サービスを利用されていない方

③ 本人が見守りを希望する方

④ 民生委員等の見守りにより、安心して地域生活を継続でき  
ると見込める方

※ 障がいの程度が重いなど、民生委員の見守り活動による  
対応が難しいと判断される方は、行政や福祉サービス事業  
所において対応。

じっしほうほう  
実施方法

◆ 区役所から民生委員に対し、見守りによる支援が必要な方を  
紹介。

◆ 民生委員が対象世帯を訪問（初回は区役所職員が同行）。

◆ 世帯の状況に応じて、月に1～2回程度、民生委員が巡回し、  
安否確認を実施。